

甲と乙は、乙が甲に提供するEP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EPの利用に関する同意)

甲および乙は、注文書記載の契約対象商品（以下「機械」という）において本契約条項に定める条件でEP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。なお、乙所定の手続きにより甲がEP(Electric Partnership)の利用、各種サービスの開始・停止・再開および設定変更を申し込んだ場合、その申し込み内容が優先して適用されます。

第2条 (定義)

1. 「EP」とは、乙が通信を利用して「機械」の使用状況に関する情報を取得し、各種サービスを提供するシステムをいいます。
2. 「EPセンター」とは、「機械」から使用状況に関する情報を受け取るサーバー等の設置場所をいいます。
3. 「EP通信装置」とは、「EP」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置の総称とします。
4. 「富士フィルムビジネスイノベーション等」とは、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社およびその関連会社ならびにそれらの業務委託先をいいます。

第3条 (サービス内容)

1. 「EP」によって乙が甲に提供するサービス内容は、メーターカウントの自動確認、消耗品の自動配送、日々の状況監視と故障時の自動通知、各種機能別カウンター自動通知ならびにファームウェアアップデートサービス（自動更新を含む）のほか、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社がホームページで定める「EP」の利用に係る規約（以下、「EP利用規約」といいます）のとおりとします。
URL: <https://www.fujifilm.com/fb/support/service/ep-bb/agreement.html> (URLは変更される場合があります)
2. 「富士フィルムビジネスイノベーション等」はいつでも「EP利用規約」を変更することができます。 「富士フィルムビジネスイノベーション等」が「EP利用規約」を変更する場合、変更につき、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社の公式ホームページへの掲示により甲に通知することとします。甲は「富士フィルムビジネスイノベーション等」が変更後の「EP利用規約」を最初に掲示した日から変更後の「EP利用規約」に拘束されます。変更後の「EP利用規約」を確認する責任は甲にあります。
3. 本契約条項の内容と「EP利用規約」の内容が抵触する場合は、「EP利用規約」が優先して適用されるものとします。

第4条 (「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

1. 乙は、「EP利用規約」に記載の利用目的に従って、「EP利用規約」に記載の取得情報のうち必要な範囲で情報を利用します。「機械」は個人を特定できない状態に情報を加工した上で「EPセンター」に通知するため、取得情報には個人情報を含みません。
2. 乙は、当該情報を「EP利用規約」に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。

第5条 (「EP通信装置」の貸与)

乙は、「EP」機能を利用できない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第6条 (「EP」利用時の費用負担)

1. 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - (1) 「機械」が「EPセンター」と通信するために必要な接続環境の整備（無線で通信するタイプは除く）
 - (2) 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
2. 無線で通信するタイプの「EP」の利用に必要な公衆回線の通信料は乙が負担します。
3. 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第7条 (「EP」の利用中止)

1. 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
2. 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

以上